

更なる役割分担・適正化の推進に向けた取組について

※出典：文部科学省通知より抜粋

経緯

○文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申（※）で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進してきた。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、 必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り 、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答等 ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑧部活動	⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭の対応

○毎年度実施している「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」（以下、取組状況調査）の結果からは、おおむねすべての項目において改善傾向が見られる一方で、

- 項目によって改善度合いにばらつきがみられること、
- 特に、学校以外の主体の協力を得る必要がある取組には課題がみられること
等が明らかになっている。